

政治資金監査に関するQ & Aの改定・追加について

(趣旨)

主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合に、当該実施場所が社会通念上特定されない政治資金監査報告書が散見されたため、下記のとおり政治資金監査に関するQ & Aを改定する。

また、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる事例を追加する。

VII 政治資金監査報告書

【改定後のQ & A】

VII-8 主たる事務所以外の実施場所の記載方法	
Q	国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなかった場合、政治資金監査報告書にどのように記載すればよいのか。
A	<p>主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定されます。したがって、主たる事務所以外の場所で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所で行わなかった理由について、例えば、単に「効率的な実施のため」という記載のみではなく、下記の記載例のように、主たる事務所で行わなかった理由を明らかにした上で、実施場所を具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1. 監査の概要(4)」に記載します。</p> <p>なお、実施場所については、例えば「〇〇〇の事務所」とのみ記載されているなど、実施場所を特定することが難しいと思われる場合は、住所を併記することにより実施場所を具体的に特定する必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(記載例) 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の従たる事務所で行った場合</p> <p>1. 監査の概要</p> <p>(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇(登録政治資金監査人名)が判断したため、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の従たる事務所(東京都××区××町××番地)において行った。</p> </div>

【改定前のQ & A】

VII-8 主たる事務所以外の実施場所の記載方法	
Q	国会議員関係政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行わなかった場合、政治資金監査マニュアルにおいて「その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること」とされており、政治資金監査報告書にはその実施場所を記載することとされているが、どこまで詳細に記載すればよいのか。
A	お尋ねの場合、必ずしも住所の記載は必要ではなく、政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行わなかった理由を明らかにした上で、例えば「〇〇ホテル会議室」等、政治資金監査の実施場所が社会通念上特定される記載であれば差し支えありません。 なお、登録政治資金監査人の判断によって住所を記載することを妨げるものではありません。

【追加のQ & A】

VII-12 主たる事務所が閉鎖された場合	
Q	政治資金監査の対象となった政治団体が解散し、主たる事務所を閉鎖したような場合には、主たる事務所で政治資金監査を実施しない理由に該当するか。
A	政治資金監査を実施する時点においてお尋ねのような状況にあり、主たる事務所であった場所で政治資金監査が実施できない場合は、主たる事務所で政治資金監査を実施しない理由に該当するものとして差し支えありません。